

【別紙 1】

宗像市ホームページリニューアル業務委託 仕様書

1 業務の概要

1 - 1 業務名

宗像市ホームページリニューアル業務委託

1 - 2 業務目的

宗像市ホームページは、平成 27 年のリニューアルから 9 年が経過している。令和 3 年度から 4 年度にかけてデザインリニューアルを行ったが、利用者にとって見やすく、情報を探しやすいというホームページに求める現在のニーズに対応しきれていない。また、本市の魅力や施策を利用者に十分に伝えることができていない。

さらに、普及するスマートフォンによる閲覧への対応や加速化する自治体DX化に沿ったデジタルコンテンツの充実、SDGs への取り組みも急務となっている。

本業務は、宗像市ホームページを利用者が求めるニーズに対応できる品質の高いサイトにするとともに、まちの魅力や施策発信を効果的に行うことができるサイトにするため、必要なシステムを導入し、リニューアルするもの。

1 - 3 基本方針

宗像市ホームページの現状を踏まえ、下記の方針に基づいて本業務を実施すること

- (1)本市の魅力・特色を市内外へ効果的に発信できるホームページであること
- (2)利用者が必要とする情報に簡単にたどりつき、より多くの情報を提供できるホームページであること
- (3)職員によるコンテンツの作成・更新の容易性を高め、同時にアクセシビリティやJIS X 8341 - 3 : 2016「高齢者・障害者等配慮設計指針 - 情報通信における機器・ソフトウェア及びサービス - 第 3 部：ウェブコンテンツ」（以下、JIS8341-3）に配慮し、ページ全体がレベルA準拠したホームページコンテンツを作成できること
- (4)市民が市のサービスをより身近に利用できる機能を有するホームページであること
- (5)職員の誰もが簡単に情報を掲載でき、統一されたデザインのホームページ更新ができること。
- (6)災害発生等の緊急時でも迅速かつ継続的に情報を提供できるホームページであること。
- (7)将来的な拡張性の確保及び柔軟性の高いホームページであること。

1 - 4 業務の範囲

本業務では、上記の基本方針に基づき、CMSの導入・構築、サイト構成の検討やデザイン作成、職員のCMS操作研修、総合的なコンサルティングといったシステム更新にかかる全般的な作業を行うこと。項目は以下のとおり。

- (1) 現行サイトの調査・分析と問題箇所・弱点の抽出
- (2) 問題箇所・弱点の改善
デザイン、カテゴリ再分類などのサイト設計、アクセシビリティ対策、SEO（検索エンジン最適化）・LPO（ランディングページ最適化）対策など
- (3) 要求仕様を満たすCMSの導入及びサービス提供（環境構築含む）
- (4) ページテンプレートの設計・制作
- (5) 新規コンテンツの作成
- (6) 現行サイトから新システムへのデータ移行
- (7) 各種マニュアル・ガイドラインなどの作成・提供
- (8) 職員向けCMS操作研修の実施
- (9) コンサルティング
- (10) 保守・運用

1 - 5 契約期間及びスケジュール

- (1) 契約期間：委託契約締結日から令和 7 年 3 月 3 1 日 (月) まで
- (2) 委託契約の締結・業務の開始：令和 6 年 6 月下旬予定
- (3) 新サイト公開日：令和 7 年 3 月 3 日 (月) 予定 (詳細は協議のうえ決定)
- (4) 構築スケジュール

職員のシステムへの習熟を図るよう、データ移行・研修プログラムのスケジュールリングを含め、最適な方法を提案すること。構築に関しては契約後、令和 7 年 3 月 3 日に公開することを前提とし、スケジュールを作成・管理すること。詳細は契約後に別途協議して決定する。

1 - 6 履行場所

庁舎内において作業を行う場合は、場所の使用に係る一切の事項について本市の指示に従うとともに、業務従事者の品位の保持に努めること。

1 - 7 対象サイト

- (1) 宗像市公式ホームページ (<https://www.city.munakata.lg.jp/>) 以下の各コンテンツを対象とする。

	サイト名 (URL)	「 」は、特別デザイン 「○」は、簡易デザイン	備考
1	市公式 (https://www.city.munakata.lg.jp/)		
2	子育て・教育「むむハグ。」 (https://www.city.munakata.lg.jp/kosodate/index.html)		記事ページデザインは、市公式と共通とする
3	市防災 (https://www.city.munakata.lg.jp/bosai/index.html)	○	携帯電話用ページは、移行対象としない
4	市立学校 (https://www.city.munakata.lg.jp/school/index.html)	○	
5	移住・定住「ムナカタに住む。」 (https://www.munakata-live.com/index.html)		
6	海の道むなかた館 (https://searoad.city.munakata.lg.jp/index.html)	○	
7	大島交流館 (https://searoad.city.munakata.lg.jp/oshimakouryukan/index.html)	○	
8	むなかたギョギョ (https://www.muna-tabi.jp/gyogyo/)	-	観光ガイド内のコンテンツとして構築
9	むなかた観光ガイド (https://www.muna-tabi.jp/index.html)		
10	シティプロモーション「むなかたマチひとナビ」 (https://www.city.munakata.lg.jp/machi_hito_nabi/)		

1 1	シティプロモーション「むなかたチャンネル」 (https://www.city.munakata.lg.jp/machi_hito_nabi/channel/index.html)	○	
1 2	採用試験 (https://www.city.munakata.lg.jp/saiyo/index.html)		

* は、市外向けサイト

(2)以下のサイトは、公式サイト内に令和6年8月頃までに構築予定。これを簡易デザインのサブサイトとして、公式ホームページと同じCMSにて管理・編集できるように移行すること。

- ・ふるさと納税サイト 10ページ
- ・脱炭素啓発サイト 20ページ
- ・食のまち宗像サイト 20ページ
- ・学校給食サイト 20ページ
- ・SDGs産学官民プラットフォームサイト 20ページ

(3)以下のサイトは、新規のサブサイトとして、公式ホームページと同じCMSにて管理・編集できるように構築すること。

- ・画像データベースサイト 30ページ(検索機能付)

(4)以下のサイトは、公式サイトのドメインとは異なる外部サイトとして稼働しているが、これを公式ホームページと同じCMSにて管理し、他のページ同様に編集できるように移行すること。

- ・メイトム宗像 (<https://meitomu.com/>)

(5)対象外ホームページ

外部サイトとして作成している下記コンテンツは、リニューアル対象外とする

- ・例規集 (https://www1.g-reiki.net/city.munakata/reiki_menu.html)
- ・議会インターネット中継 (<https://munakata-city.stream.jfit.co.jp/>)
- ・議会会議録 (<https://www.city.munakata.fukuoka.dbsr.jp/index.php/>)
- ・公共施設予約システム
([https://www.11489.jp/munakata/web/\(S\(qozcoe45zacvxien0qvh0tzip\)\)/Wg_ModeSelect.aspx](https://www.11489.jp/munakata/web/(S(qozcoe45zacvxien0qvh0tzip))/Wg_ModeSelect.aspx))

(6)以下のサイトのドメイン管理およびDNS管理を行うこと。

- ・munakata-live.com
- ・muna-tabi.jp
- ・meitomu.com

(7)以下サイトの検索機能を引き続き利用できるようにすること。

ア 子育て・教育「むむハグ。」/ママ・パパレポート検索機能
<https://www.city.munakata.lg.jp/kosodate/090/index.html>
検索対象ページ：263ページ

イ むなかた観光ガイド/宗像グルメ検索機能
<https://www.muna-tabi.jp/menu/gurume/muna-gurume.html>
検索対象ページ：140ページ

ウ むなかた観光ガイド/観光スポット検索機能
<https://www.muna-tabi.jp/menu/spot/index.html>
検索対象ページ：53ページ

エ 移住・定住「ムナカタに住む。」/移住物件を探す(空き家・空き地バンク)/土地(宅地)情報

<https://www.munakata-live.com/search/land.html>
検索対象ページ：8ページ

オ 移住・定住「ムナカタに住む。」/移住物件を探す(空き家・空き地バンク)/【中古】一戸建て・マンション情報
<https://www.munakata-live.com/search/house.html>
検索対象ページ：4ページ

(8) 現行サイトの状況

- ア ページ数 8,000ページ程度(4月1日現在)
ただし移行対象は6,000ページ程度 検索用ページも含む
- イ データ容量(移行対象)45GB
- ウ アクセス数 36,000ページビュー 月間トップページアクセス数
- エ 操作職員数 380ユーザ(83アカウント)

2 システム動作環境要件

以下の各要件に関して、金額も含めてバランスの取れた企画を提案すること。求める要件は次のとおりであるが、これを超えるより良い提案がある場合は、その提案を妨げない。また、経費見積書にも可能な限り明細を記載すること。

2-1 ホームページの稼働に関する要件

- (1) 24時間365日の稼働を原則とする。ただし、何らかの原因によりサービスが停止する場合には、サービス停止から6時間以内に復旧又は代替手段を用意し、サービスの利用に支障がないようにすること。
- (2) セキュリティパッチの適用など、一時的にサービスが停止する恐れがある場合には、代替システムを用意するなど、可能な限りサービスの停止を防ぐ対策を施すこと。
- (3) サービスの停止が年に数回ある場合や、長時間の停止がある場合などは、賠償を求めるともするため、十分留意すること。

2-2 動作環境に関する要件

- (1) データセンター要件、サーバ環境要件
 - ア 本業務におけるサービスは、【別紙4】「データセンター要件一覧」の内容は必須要件とし、満たしていること。
 - イ CMS環境、公開環境及びテスト環境の3つを用意すること。また、導入されたシステムが業務で使用できるかを検証するため、本番環境下で総合試験を実施すること。なお、総合試験の内容などについては、本市と協議のうえ決定する。
 - ウ 自治体セキュリティアクラウドへの対応を実施すること。
 - エ セキュリティパッチの適用など、サーバの管理・運用は受託者で行うこと。
 - オ リニューアル後5年間の運用に耐えうる十分な容量を確保すること。

2-3 ソフトウェアに関する要件

- (1) ソフトウェアの環境は提案に委ねるが、具体的な性能や構成、保守内容や体制などを具体的に示すこと。
- (2) 稼働に必要な全てのソフトウェアのインストールと初期設定を行うこと。

2-4 ネットワークに関する要件

- (1) インターネット経由での利用を想定している。宗像市のネットワークとの接続やアドレス規制などに関して、十分に協議のうえ設計すること。
- (2) 災害時等緊急の場合については、宗像市役所以外の場所からウェブサイトの更新が可能となる仕組みを構築すること。

2-5 セキュリティに関する要件

- (1) サーバについては、常に最新バージョンを維持してウイルス感染等を防止すること。
- (2) サイト内の全ページにおいて、常時SSL化に対応すること。なお、SSLの更新手続きについては受託者が責任を持って行うこと。
- (3) 情報漏えい対策が十分にとられていること。
- (4) 外部からのアタックなどの不正アクセス、内部からの不正操作に関する十分なセキュリティ対策を施し、そのセキュリティ効果が劣化しないよう、保守業務を行うこと。
- (5) 職員を任意にグループ分けでき、グループごとに利用可能な機能を制限できるなど、システムへのアクセス権限設定、およびユーザー管理設定が柔軟にできること。
- (6) 職員をユーザーIDとパスワードなどで本人認証される仕組みを備えること。また、ログイン・ログアウトの履歴は操作ログ情報として保管し、不正に消去・改ざんされない仕組みを有すること。
- (7) 異常又は障害が発見された際には、直ちに本市へ連絡すること。

2 - 6 CMSの稼働に関する要件

ホームページとCMSが別に稼働する場合は、CMS側も可能な限り、24時間365日の稼働が望ましい。ただし、何らかの原因によりサービスが停止する場合には、事前周知をするなどの対応をすること。

2 - 7 その他の要件

- (1) データバックアップやアクセス解析など、必要と思われる保守要件を可能な限り具体的に提案すること。
- (2) ハードウェア部分の障害の際は、24時間365日、受託者から能動的に連絡し、対応すること。
- (3) 外字は使用しないこと。また、想定されるアクセス環境（デバイス、ブラウザなど）で、文字コードに起因する文字化けを起こさないこと。

3 構築に関する基本要件

3 - 1 システムの基本要件

公開サーバ、CMSサーバ及びバックアップ装置を含むすべての機器を本市庁舎内に設置せず、インターネットデータセンター（以下、「IDC」という）を利用したASP/SaaS方式とし、機器・ネットワーク回線等の維持管理等一切を受託事業者が行うものとする。

(1) CMS仕様

ア 導入するCMSは、パッケージ（市販）化されたもので、開発ベンダーによるサポートが保証された製品であること。

イ 基本OSはMicrosoft Windows、Linuxなど、一般的に利用されているものとする。

ウ システムのバージョンアップや機能の追加等に対応できる拡張性をもたせること。

エ サーバダウン等トラブルが発生した場合でもサービス停止が生じないような措置を講じること。

オ 機能に関しては、【別紙3】「CMS機能要件一覧表」の要件を満たすこと。

(2) ウェブコンテンツの形成

ア 原則として、生成されるコンテンツは、すべて静的なものとする。ただし、イベントカレンダーやアンケートなど、必要に応じて動的に生成されることが最適なものを提案する場合は、別途本市と協議のうえ、決定する。また、動作環境に配置するフォルダ名やファイル名は、英数字で任意に設定できること。

イ 閲覧者の使用するブラウザは以下のものを想定しているため、各ブラウザメーカーにて動作保障中のバージョンに対応し、最新バージョンが公開された場合は速やかに対応すること。また、これらのブラウザにてレイアウトが崩れないように生成されること。また、レスポンシブデザインとし、単一のファイル作成でパソコン、スマートフォンやタブレット端末等異なるデバイスに対して表示内容が最適な状態に変化すること。

【パソコン向け】

Microsoft Edge、Google Chrome の最新版
【スマートフォン向け】
iPhone 及びAndroid の標準ブラウザ

- ウ 多言語対応 (UTF-8) していること。
- エ 複数の音声読み上げソフトに対応できるよう、作成されたコンテンツのソースはアクセシビリティに配慮した順番で記述されること。
- オ 本市が導入中の AIチャットボットを引き続き使用できるよう対応すること。なお、チャットボット運用に係る費用は求めない。

(3) クライアント環境

クライアントPCからインターネットを経由してブラウザのみで利用可能とし、専用ソフトウェアのインストールが不要なシステムであること。
なお、職員のクライアントPCは、OSがWindows10、ブラウザがMicrosoft Edge、Google Chromeのいずれでも利用が可能であり、職員が作成・更新・管理業務が行えること。

(4) CMSサーバへの接続

クライアントPCからCMSサーバへの接続は、ブラウザを通してID、パスワード認証にてログインを行うこと。なお、ID、パスワードは各課・係に作成者用・承認者用を任意の数付与でき、上限は設けないこと。

(5) CMSの利用者

CMSのユーザーは次の数を想定する。また、CMSの同時ログインユーザー数が100人に達する場合でも、作業が滞ることのないような、良好なレスポンスを実現すること。

区分	ユーザー数	業務内容
作成者	300	所管業務のコンテンツの作成、更新、削除を行う権限を有する
承認者	80	作成者が作成・更新したコンテンツの内容を確認・更新する権限を有する
サイト管理者	1	各課が作成・更新したコンテンツの最終承認権限、全コンテンツの編集権限、カテゴリ管理などのサイト全体の管理権限を有する。

(6) ライセンス費用

ユーザー数やページ数の増加による、追加のライセンス費用が発生しないこと。

3 - 2 システムの機能要件

(1) 導入実績

国又は地方公共団体において、CMSの導入を前提とするホームページの構築実績があり、令和6年4月1日現在も稼働中であること。

(2) 機能要件

CMSの機能要件は【別紙3】「CMS機能要件一覧表」に示す。
なお、CMS機能要件一覧表に記載している内容のうち、【必須】の項目については必ず条件を満たすこと。満たせない項目がある場合は、参加資格がないものとする。
また、【推奨】とされている項目については、必ず満たさなければならないものではないが、審査の対象とし、満たす項目がある場合は1項目ごとに加点とする。同項目について要件を満たす提案を行った場合は提案費用内で必ず履行すること。

(3) CMS導入・設定

CMSのユーザー情報、所属の基本情報について、受注者でCMSへ初期設定するデータを、本市より受注者へ提供する。CMSのユーザー情報、所属の基本情報、カテゴリ情報などについて、受注者にてCMSへ初期設定(マスター登録作業)を行うこと。なお、カテゴリは、受注者が提出した「新カテゴリ案」を基に、打ち合わせのうえで決定したものを登録すること。CMSを稼働させるために必要な設定、手順などを記したマニュアルを提出すること。

(4) CMS設定

CMSのシステム動作テストを実施し、その結果を提出すること。

3-3 アクセシビリティ対応

(1) 目標とする達成基準

JIS X 8341-3:2016 に配慮し、ページ全体がレベルAに準拠したホームページコンテンツを作成することを原則とする。ただし、現行データの仕様等や運用上の理由で、一部コンテンツを除外する場合がある。

ア アクセシビリティ配慮の重要性や具体的な対応方法を記したアクセシビリティガイドラインを作成すること。なお、リニューアル後のホームページ運用時にも職員が利用できるように平易な用語を用いること。内容は打ち合わせの上、決定する。

イ アクセシビリティの評価は、総務省より配布されたアクセシビリティ評価ツール(miChecker)を用いた試験を行うこと。また、ホームページ公開後、同試験結果を公開すること。

(2) コンサルティング

最終的なサイト構成、コンテンツファイル名、タイトル名、担当課などの一覧情報は本市にて決定するが、デザインやサイト構成、不足していると思われるコンテンツなどについて、本市に最適と思われるコンサルティング(又はアドバイス)を行うこと。

ア 現行サイトの問題点や改善点を分析し、その改善策を示すこと。また、不足していると思われるコンテンツの新規作成についてコンサルティングを行うこと。

イ アクセシビリティ全般に関するコンサルティングを行うこと。

ウ 既存データの移行に関するコンサルティングを行うこと。

エ サイト運用に関するコンサルティングを行うこと。

(3) サイト設計

ホームページの設計方針は以下のとおりとし、現行の課題、リニューアルの目的や基本方針等を勘案し、ユーザビリティに配慮したサイト設計を行うこと。

ア 利用者にとっての使いやすさを優先し、カテゴリからコンテンツの内容が想像できるカテゴリ分類となるように設計を行うこと。

イ 目的とするコンテンツに、原則3クリック、最大5クリック程度でたどり着く階層構造とすること。

ウ レスポンシブデザインとし、単一のファイル作成でパソコン、スマートフォンやタブレット端末等異なるデバイスに対して表示内容が最適な状態に変化すること。

(4) デザイン

ア 現行サイトの課題やリニューアルの基本理念・基本方針などを勘案し、トップページ、メニューページ、記事ページについて、最適と考えるデザインを作成すること。

イ サイトの全体構成、掲載項目の整理、閲覧者のアクセシビリティ、ユーザビリティを考慮し、標準化・統一化されたデザインとすること。

ウ 緊急性、必要性が高い情報を目立つところに配置できるようにすること。なお、緊急情報はトップページへの表示、非表示が設定できること。

エ 各ページには、タイトル情報、グローバルナビゲーション、ローカルナビゲーション(階層リンク)、パンくずリスト、各課の連絡先などを必ず配置できること。

オ ある程度のHTMLなどの知識があるサイト管理者であれば、テンプレートの変更や新規作成・追加が可能であること。また、管理可能なテンプレート数に上限がないこと。

カ A 4縦型でプリントした際、文字や画像が切れることがないようにすること。

(5) トップページ

閲覧者にとってのユニバーサルデザインをベースにし、まちの魅力をアピールできるデザインを提案すること。なお、デザイン詳細は打ち合わせのうえ決定する。

ア 本市のイメージを効果的に表現し、宗像市らしさが伝わるデザインとすること。また、可能な限りインパクトがあるデザインを盛り込み、動画や写真を用いて宗像市のさまざまなイメージ画像が表示される仕掛けを作成すること。

イ ある程度のHTMLなどの知識があるサイト管理者であれば、デザインの軽微な変更を容易に行うことが可能であること。

ウ 災害時にスムーズな情報提供を可能にするため、災害専用トップページを作成すること。

3 - 4 外部ASPの導入

アクセス解析、サイト内検索、外国語自動翻訳などの、ASPサービスを導入し、各プレートへの埋め込み作業等を行うこと。

(1) アクセス分析

アクセス管理者がアクセスログを簡単に分析できる機能を有すること。

(2) サイト内検索

閲覧者が最短で目的の情報にたどり着くことができるよう、サイト内検索機能を実装すること。

(3) 外国語翻訳

外国語翻訳については、以下の補足要件も含めること。

ア ASPサービスなどにより外国語に自動翻訳される仕組みを導入すること。なお、対象はすべてのページとし、ページ数を限定しないこと。

イ 対象言語は英語、中国語(簡体字・繁体字)、韓国語とすること。

ウ 他の自治体において、すでに導入されているサービスであること。

(4) やさしい日本語

ASPサービスなどによりやさしい日本語に自動翻訳される仕組みを導入すること。なお、対象はすべてのページとし、ページ数を限定しないこと。

4 データ移行に関する要件

4 - 1 システムの基本要件

(1) 移行対象ページ数

移行対象ページ数は、6,000ページを想定している。費用見積については、同ページ数で作成すること。

(2) 【別紙5】「移行ページ修正内容一覧」を基に、移行コンテンツの精査分析を行うこと。また、移行作業の最適な方法、スケジュール、役割分担等を記した「移行計画書」を作成し、提示すること。

(3) カテゴリページ、サイトマップのようにCMSで自動的に作成されるコンテンツを除き、再構築範囲のコンテンツは、原則として受託者が移行すること。

(4) ページに添付されているPDFなどのファイル、画像についても移行すること。

(5) 移行する際、アクセシビリティ上の問題が生じた場合は、アクセシビリティガイドラインに基づき受託者で修正すること。

4 - 2 移行後の検証

(1) コンテンツ移行の検証後、「コンテンツ移行報告書」を作成し、提出すること。

(2) 本市の検証において不備が発覚した場合は、受託者にて修正対応すること。

5 職員支援に関する要件

5 - 1 アクセシビリティガイドラインの作成

本市と協議のうえ、アクセシビリティ配慮の重要性や具体的な対応方法を記したアクセシビリティガイドラインを作成すること。また、ガイドラインは、イラストや写真を用いて分かりやすく作成し、アクセシビリティについての知識がなくても理解できるように平易な用語を用いること。

5 - 2 操作マニュアルの作成

- (1) ホームページを作成する際に一般的に必要な知識、注意すべき事柄を説明するための運用マニュアルを作成すること。
- (2) CMSの操作方法について「運用マニュアル」及びサイト管理者、承認者、作成者別に操作マニュアルを作成すること。なお、特別な知識を持たない一般職員でも、内容を見ただけで操作ができるよう、本市独自にキャプチャ画像を表示し、わかりやすい表現で記述された操作マニュアルであること。

5 - 3 職員向け操作説明・研修会の実施

職員がシステムの操作方法を習熟できるよう、サイト管理者、承認者、作成者を対象に導入時に操作研修を実施すること。また、開催時期等については本市と協議の上、柔軟に対応すること。

(1) 対象人数・時間

対象	人数	時間・回数	主な内容
作成者	200名	1時間半×8回	・システムの説明 ・ページ作成方法 ・ページ作成から公開までの流れ ・アクセシビリティの基礎知識やガイドラインの説明 ・個別操作研修 など
承認者	50名	1時間×4回	・システムの説明 ・ページ作成から公開までの流れ ・ページの承認方法 ・アクセシビリティの基礎知識やガイドラインの説明 ・個別操作研修 など
サイト管理者	5名	3時間×2回	・システムの説明 ・各種管理機能の説明 ・テンプレートの修正方法 ・個別操作研修 など

(2) 研修用資料

研修会用マニュアル及び研修会に必要な資料の作成を行い、電子データにて納品すること。

(3) 研修環境

会場、使用する資料の印刷、研修用パソコン、プロジェクター、スクリーン、インターネット環境は、本市が用意する。ただし、研修時にアクセスするサーバの環境設定などは受託者が行うこと。

6 サービス提供に関する要件

6 - 1 保守・運用要件

新ホームページ運用開始から令和7年3月31日(月)までの運用・保守作業は、本業務内で行うこと。なお、令和7年度以降の運用・保守については、単年度ごとに受託業者と別途契約するものとし、保守費用も算出すること。保守業務の内容は、以下を想定している。

- (1) システムの安定的運用を図るため、ソフトウェア、設備・機器、セキュリティに関し

て定期的な保守を行うこと。

- (2) 使用するすべてのソフトウェアのバージョンアップに関しては、その適用の判断に必要な調査・評価を行い、本市と協議のうえ、提供及び適用作業を行うこと。
- (3) ソフトウェアに対して、OS等のパッチ適用、バージョンアップを行い、セキュリティ対策を行うこと。
- (4) 運用に関する問い合わせ窓口、障害受付窓口を用意すること。
- (5) 現行サイトの改善提案を適宜実施すること。

6 - 2 障害管理

- (1) システム監視ツールを活用して稼働監視を実施し、システムの可用性を確保すること。
- (2) 異常発生時には障害時対応マニュアルに基づき迅速に対応し、障害の局所化、システム停止の回避や停止時間の最短化に努めること。
- (3) サーバ及び運用管理端末のコンピュータウイルス対策や、本システムに対する不正アクセス等のチェックを常実施するなど、万全なセキュリティ管理を行うこと。ウイルスや不正アクセスを検知した場合には、直ちに適切な対応を実施すること。
- (4) 障害を検知した場合は速やかに本市へ報告し、対策を講じること。
- (5) 障害時の早期回復のため、1日1回以上バックアップを行うこと。また、緊急時はデータを復元できること。
- (6) セキュリティに関する理由などにより、それがシステムに与える影響が大きいと判断した場合には、システムの緊急停止を行い、速やかに本市に報告すること。
- (7) 障害事後対策として、収集した障害情報をもとに原因を分析し、同様の障害が発生しないよう是正措置・予防措置を講じること。
- (8) 障害対応履歴の集積・分析、障害原因の分析により再発防止を行うこと。

6 - 3 問い合わせ対応

- (1) 問い合わせ窓口を設置し、導入後の操作方法やシステム運用などに関する技術的な問い合わせに電話及びメールで対応できる体制があること。
- (2) 対応時間帯は、原則として土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く日の午前9時から午後5時までとする。
- (3) 問い合わせは、原則として本市サイト管理者及びサブサイト管理者を窓口として行うものとする。

6 - 4 災害時・緊急時の対応

- (1) 24時間365日の監視体制があり、休日・夜間であっても迅速に対応すること。
- (2) 災害時・緊急時のサポートは別途費用なしで対応すること。
- (3) 大規模災害の発生により、庁舎内パソコンからCMSにアクセスできないケースを想定し、庁舎外からウェブページを作成・公開できる仕組みを実現すること。なお、ホームページ更新を継続するための工夫について提案書に明記すること。

7 納品及び検収

7 - 1 納品

本業務完了後、速やかに下記の書類等を提出すること。提出する媒体は、紙及び電子(CD-ROM)各1部とする。

- (1) CMSに係るソフトウェア及び本市サイト用設定情報など一式
- (2) サイト設計書
- (3) データ移行報告書
- (4) テスト結果報告書
- (5) アクセシビリティ試験結果
- (6) アクセシビリティガイドライン
- (7) スタイルガイドライン

- (8) 各種マニュアル(サイト管理者向け、作成者及び承認者向け、研修会用)
- (9) 新サイトトップページのイメージ画像

7 - 2 検収

受託者は、業務完了後速やかに業務完了報告を行うこと。本市は納入日から10営業日以内に納品物の検査を行い、その結果不備が認められた場合、受託者は可能な限り速やかに不備を解消し、修正した成果物を再度納入すること。また、本市は再度納入された成果物の検査を速やかに行う。

8 その他の留意事項

8 - 1 機密保護

個人情報、秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密(以下「秘密情報」という。)を第三者に漏らし、又は不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。

8 - 2 再委託

本業務の一部を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託業者を本市に書面で提示し、了承を得ること。また、受託業者は再受注者の行為について全責任を負うこと。

8 - 3 契約不適合責任

- (1) 受託者は、業務を完了した後において、業務の目的物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、その補修、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて、もしくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。
- (2) 前記(1)の場合において、引渡しを受けた日から1年以内で、その間に本市が不適合を知った時から1年以内に、その旨を受託者に通知したときは、同項の請求をすることができる。ただし、受託者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- (3) 前記(1)の場合において、本市が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、本市は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、下記のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

ア 履行の追完が不能であるとき。

イ 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

ウ この業務の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

エ 上記のほか、本市がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

8 - 4 権利の帰属

サイト作成に関する一切の著作権は本市に属するものとする。ただし、オペレーティングシステム・ミドルウェア・CMSなどのパッケージは含まない。

8 - 5 その他の提案

専門的な立場から、他市事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用範囲内で効果的な提案がある場合は、積極的に提案すること。

8 - 6 支払い

支払いは、業務終了後に適法な請求書を受領した日から30日以内に行うものとする。
また、本契約の締結後、法改正にともない消費税及び地方消費税の税率に変更が生じた場合は、法改正後の内容を適用する。

8 - 7 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託業者は本市と協議を行うこと。